

クルーザー倶楽部 海族鮮丸 利用規約

本規約は、有限会社海族鮮山忠（以下、「当社」）が提供する「クルーザー倶楽部 海族鮮丸」（以下、「本サービス」）をご利用頂く際の取扱いにつき定めるものです。本規約に同意した上で本サービスをご利用ください。

第1条（利用規約について）

- 1 当社が運営する本サービスを利用する者（以下、「利用者」）は、本規約に必ず同意頂く必要があります。
- 2 本規約は、管理運営上の都合その他の事由により、会員契約の目的に反せず、かつ、相当な範囲において、利用者の承諾を得ることなく、本規約の内容を改定することができるものとし、会員はこれを承諾するものとします。
- 3 本規約を改定するときは、その内容について当社所定の方法により利用者に通知するものとし、効力発生日以降に本サービスを利用することをもって、利用者は変更内容に同意するものとします。
- 4 2項に定める本規約の改定の効力は、当社が3項により通知を行った時点から生じるものとします。本規約の内容の改定を承諾しない会員については、本サービスを利用できないものとします。
- 5 本サービスをご利用の際には本規約内容の他、公序良俗に反しない様ご利用ください。また、反社会的勢力等に該当される方の利用はできません。

第2条（本施設について）

- 1 本サービスにより提供される施設（以下、「本施設」）は次の通りです。
海族鮮丸（ヤマハ・クルージングボート） 〒355-0803 埼玉県比企郡滑川町福田 3463-1 地内
- 2 本施設には、施設内に設置されている設備、備品等も含まれます。

第3条（会員総則および会員情報について）

- 1 本サービスの利用者は、当社に会員登録をする必要があります。会員とは、本サービスの利用を申請し、当社が承認した人のことをいいます。会員は、本サービスの利用に際し、住所、氏名、電話番号、生年月日を当社に登録する必要があります。
- 2 会員になろうとする者は、利用に際して登録した情報（以下、「登録情報」）について、自己の責任の下、任意に登録、管理するものとします。当社は会員に対し、会員番号を付与した会員証を発行し、会員は会員証を厳正に管理するものとします。
- 3 本サービスを利用する際には、利用者のうち必ず1名以上が会員である必要があります。当社は利用受付を行った会員を、利用時の代表者（以下、「代表会員」）として扱います。
- 4 代表会員は本サービス利用中に、当社または第三者に損害が生じた場合、当社および第三者に対して、当該損害を賠償するものとします。また本サービスの利用は、代表会員が自己の責任の下で行うものとし、利用中に利用者が被った一切の不利益および損害に関して、当社は責任を負わないものとします。また、登録情報が不正確または虚偽であったために会員が被った一切の不利益および損害に関して、当社は責任を負わないものとします。

第4条（本サービスの利用方法について）

- 1 本サービスの利用に関する管理は、当社の受付（店舗レジ）にて行うものとします。利用者は、入退室時には、必ず入退室の受付を行わなければなりません。
- 2 本サービスの利用可能時間は、基本的に当社店舗営業日の午前10時～午後9時までとします。但し、この利用可能時間は、別に定める当社店舗の営業の都合により変動する可能性があります。
- 3 利用料金は、1グループ単位で申し受け、入室の受付時より、退室の受付時まで発生します。基本利用時間及び

料金は5時間あたり5,000円とし、5時間以下の利用であってもこの料金を徴収します。超過料金は、1時間あたり1,000円とします。また、1グループの最大利用人数は8人までとします。利用人数は受付時に申告する必要があり、利用中に増減する場合には、その都度受付まで申告する必要があります。

4 本サービスの利用に関する注意事項は次の通りです。

- ① 貴重品及び手回り品は利用者自身の責任において管理しなければならない。
- ② 代表会員は、自身とともに利用者を監督する責任を負い、利用者の行為は代表会員の行為とみなされる。
- ③ 本サービスの利用を希望する会員は、事前に当社まで予約を行うものとする。
- ④ 予約のキャンセルは、本サービス利用予約時刻前までに行わなければならない。利用予約時刻以降にキャンセルを行った場合は、基本利用料金が発生する可能性がある。但し、料理の予約がある場合この限りではなく、本サービス利用の前日までに行わなければならない。
- ⑤ 本サービスの利用は、当社が別途定める場合を除き予約の先着順とし、満室の場合には、本サービスを利用することができない。利用者は、満室により利用できないことを理由として、当社に対し異議、苦情、その他一切の請求等を行うことはできない。
- ⑥ 利用者は当社が、当社の広告宣伝活動のために、利用者の利用中に立ち入り取材、撮影等を行うことを予め承諾する。
- ⑦ 当社により利用者が改善の要求を受けた場合、速やかにこれに従う必要がある。

5 本サービスに関わる飲食物に関する注意事項は次の通りです。

- ① 本施設においては、飲食物の持込が可能である。但し、過度に刺激を発生する物や臭い又は汚れが残りやすいもの、次回使用までにクリーニングを必要とする物、危険物等の持込は認めない。本施設を汚損することのないように注意するものとする。
- ② 利用者が持ち込んだ飲食物に関する責任は、当該利用者がすべて負担するものとし、各利用者が食中毒などを発生させないよう食品衛生管理に努めるものとする。
- ③ 飲食物は、当社が別途定める料金表のもと、事前に料理等を用意することが可能である。この場合、本サービス利用の前々日までに予約を行わなければならない。

6 本サービスに関わる Wi-Fi サービスの利用に関する注意事項は次の通りです。

- ① 利用者は、Wi-Fi サービスの利用及びその結果について一切の責任を負う。
- ② 利用者による Wi-Fi サービスの利用に関連したまたは起因して、他の利用者または第三者から当社に対して何らかの請求、訴訟その他の紛争が生じた場合は、利用者は自らの費用と責任においてこれを解決する。
- ③ 利用者は、Wi-Fi サービスの利用に必要な情報を厳に秘密として扱うものとする。

7 本サービスに関わる防犯・防災に関する注意事項は次の通りです。

- ① 本施設においては、一切の火気が厳禁である。喫煙等（電子タバコ含む）は当社指定の場所において行う必要がある。
- ② 盗難・事故・不審者の侵入・危険物の搬入等、保安上の問題を発見したときは、直ちに当社へ連絡する。
- ③ 火災発生時は速やかに安全な場所へ避難し、直ちに当社および消防署へ通報する。
- ④ 地震発生時は転倒や落下しそうな物から離れ、速やかに安全な場所へ避難する。

第5条（禁則事項）

1 会員契約及び本規約に別に定めるものの他、以下の各号に掲げる事項は禁止とします。

- ① 所定の場所以外での飲食または喫煙。
- ② 本施設への、高額な金銭、貴重品、刃物・爆発物等の危険物、不潔、悪臭、有害物質、振動、騒音のおそれのある物等の持込。
- ③ 本施設での、賭博行為、勧誘、セールス、ナンパ、宗教活動、政治活動、署名活動及びその他これらに類似す

る行為、ならびにそのおそれのある行為。

- ④ 当社従業員、他の利用者および第三者に対する誹謗中傷、威嚇、脅迫的な言動、暴力行為、ストーカー行為、プライバシーの侵害行為及びその他これらに類する行為、ならびにそのおそれのある行為。
 - ⑤ 本施設を破損等する行為、ならびにそのおそれのある行為。
 - ⑥ 本施設内の設備、器具及び備品等の本施設外への持出し。
 - ⑦ 利用者以外の第三者を本施設内に無断で入場させる行為。
 - ⑧ 痴漢、のぞき、露出、わいせつ行為、盗撮、唾を吐く等の法令等及び公序良俗に反する行為、ならびにそのおそれのある行為。
 - ⑨ 本施設内での居住、またはこれらに類する用途で本施設を使用する行為。
 - ⑩ 本施設および当社が定めた場所以外に看板等を設置または貼付する行為。
 - ⑪ 本施設内での火気を用いた調理及びそれに類する行為
 - ⑫ 前号までのほか、虚偽の風説を流布し、または偽計もしくは威力を用いて、当社の業務を妨害する行為、並びにその恐れのある行為。
 - ⑬ 前号までのほか、他の利用者及び第三者に対して迷惑または危険を及ぼす行為、並びにその恐れのある行為。
 - ⑭ 本サービスの利用において、秩序を乱す行為、並びにその恐れのある行為。
- 2 1項に規定した事項の他、当社が不適切と判断した行為は禁止とします。

第6条（損害賠償義務）

- 1 本サービスの利用において、利用者の故意又は過失により本施設等を破損等した場合、及び当社若しくは他の利用者等、第三者の身体・財産に損害を与えた場合、利用者は直ちにその旨を当社に報告し、当該被害者に対し、これによって生じた一切の損害を賠償しなければならない。
- 2 前項の場合、利用者は、自己の責任で一切の紛争を解決するものとし、当社に一切迷惑をかけないものとする。
- 3 1項の場合において、当社が損害賠償に関する費用等を負担した場合、利用者は、当社に対して、直ちに当該費用及びこれに対する支払日から支払い済みまでの遅延損害金を当社に対して支払う。なお、遅延損害金の利率は年 14.6%とし、遅延損害金の計算方法は、「金銭債務の額×遅延利率÷延利率日（1年：365日）×支払期日経過日数」によるものとする。

第7条（免責事由）

- 1 当社は、次の各号に定める事由により利用者が被った損害について何ら責任を負いません。
 - ① 地震、落雷若しくは洪水等の天災地変又は労働争議その他の不可抗力により生じた損害。
 - ② 当社の故意及び過失に寄らない火災・盗難・設備の故障に起因して生じた損害。
 - ③ 電気、水道、及び通信設備の供給制限又は停止。
 - ④ 本施設内の Wi-Fi サービス、インターネット回線及び設備の利用に起因して生じた利用者の損害。
 - ⑤ 持込飲食物により生じた損害。
 - ⑥ 当社の提供するサービスを通じて生じた利用者の損害のうち、当社の善意無過失によるもの。
 - ⑦ 前各号のほか、利用者および第三者の行為によって発生した損害。
- 2 当社が利用者に損害賠償義務を負う場合、その損害賠償の範囲は、通常かつ直接生じた損害に限るものとし、かつ、その上限額は、損害賠償義務を負担することになった事象が発生した日から、過去 3 か月以内に当社が会員契約に基づき受領した利用料金の総額とします。
- 3 利用者は当社が損害賠償義務を負う場合を除き、当社に対し異議、苦情、その他一切の請求ができないことを承諾します。

第8条（守秘義務）

- 1 当社及び利用者は、本施設の利用にあたり知り得た事項（各種データの他、本施設の利用にあたり、取得した他の利用者の情報を含む（以下、「秘密情報」））を、法律上又は関係諸官庁により要求された場合を除き、相手方の同意を得ることなく第三者に開示してはなりません（ソーシャルネットワークサービス、ホームページ及びブログでの公開を含むがこれに限られない）。ただし、弁護士・会計士・税理士など、法律上守秘義務を負う第三者に対しては開示することができます。
- 2 前項の規定にかかわらず、利用者は当社が業務上の事由により、本規約及び関連規約に基づいて、秘密情報を開示することがあることを承諾するものとします。
- 3 1項の定めを反し、利用者が当社に対し損害を与えた場合、当該違反により当社に生じた一切の損害を賠償する責任を負います。

第9条（反社会的勢力等の排除）

- 1 当社及び利用者は、自己または自己の役員が暴力団、暴力団関係企業、総会屋もしくはこれらに準ずる者又はその構成員（以下、これらを「反社会的勢力等」と言う）に該当しないこと、及び次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを相互に確約します。
 - ① 反社会的勢力等に自己の名義を利用させること。
 - ② 反社会的勢力等が経営に実質的に支配していると認められる関係を有すること。
- 2 当社は、利用者が前項に違反することが判明した際、何らの催告を要せず、会員契約を解除します。
- 3 本条の規定により会員契約が解除された場合には、解除により生じた損害について、利用者は当社に対して一切の請求を行えません。なお、当社からの損害賠償請求は可能とします。

第10条（準拠法・管轄）

本利用規約の成立、効力発生、解釈にあたっては日本法を準拠法とします。また本施設利用に関連して当社と利用者との間で生じた紛争については、さいたま地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第11条（誠実協議）

本規約に定めのない事項及び本規約の条項に疑義が生じた事項については、その都度、当社及び利用者は誠実に協議し、その解決にあたる者とします。

2022年3月1日 施行

有限会社 海族鮮 山忠
代表取締役 山下 忠文